

社会保障審議会児童部会専門委員会の 議論の状況について

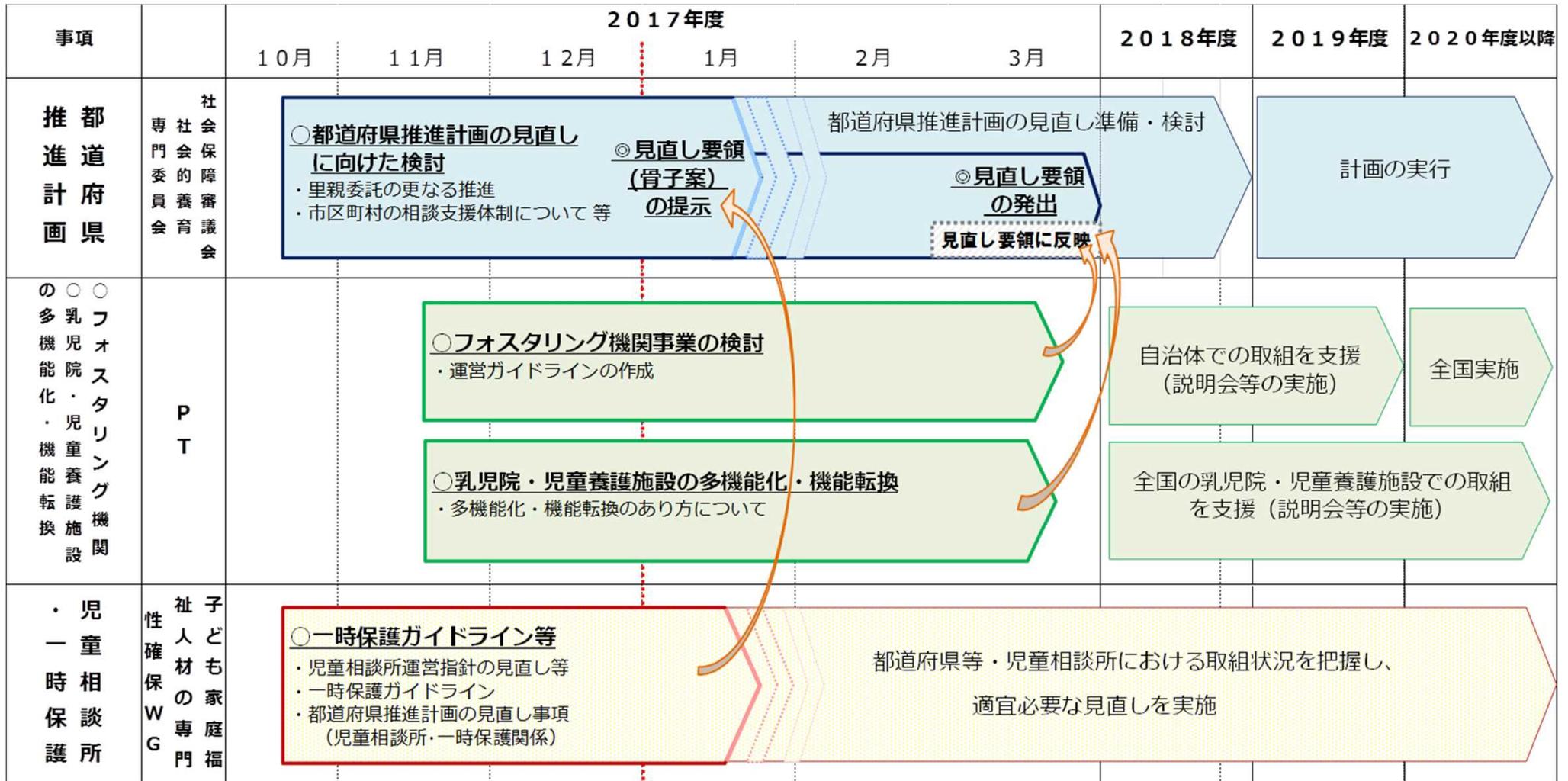
社会的養育専門委員会について

社会的養育専門委員会について

1. 開催経過

- 平成29年10月25日に第20回委員会を開催。平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた今後の進め方等について議論。
- 平成29年11月22日に第21回委員会を開催。都道府県推進計画の見直しに関する論点等について議論。
- 平成29年12月22日に第22回委員会を開催。厚生労働省が提示した「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」について議論。

2. スケジュール(予定)



(参考)

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
青木 建	国立武蔵野学院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
犬塚 峰子	大正大学 客員教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府岸和田子ども家庭センター 所長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
◎ 柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
桑原 教修	児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長
菅田 賢治	母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長
竹中 雪与	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 達昌	児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 副会長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
平井 誠敏	自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長
平田 美音	名古屋市児童福祉センターくすのき学園長 全国児童心理治療施設協議会 会長
ト蔵 康行	ぞおうホーム 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 会長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 准教授
三代川 潤一	浦安市こども部 子ども課長
森下 宣明	和歌山乳児院 院長 全国乳児福祉協議会 副会長
山本 倫嗣	高知県地域福祉部 児童家庭課長
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科 教授
吉田 菜穂子	公益財団法人全国里親会 評議員

◎委員長

(敬称略、五十音順)

都道府県計画の見直し要領（骨子案）

※ この都道府県計画の見直し要領（骨子案）は、平成28年児童福祉法改正等を踏まえて行われるべき都道府県計画の見直しに当たっての基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたもの。この見直し要領（骨子案）を参考に各都道府県において、計画の見直しに向けた準備や検討を進めていただくことになる。今後、各都道府県への説明等を行っていく中で頂いたご意見等を踏まえ、追加・補足等を行った上で反映し、都道府県計画の見直し要領として発出する。その際に、フォスタリング機関事業のガイドラインや多機能化も盛り込んだ見直し要領を年度内にお示しする予定。

1. 今回の計画見直しの位置付け

- 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の制度改正を行っており、平成16年児童福祉法改正においては、市町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設退所児童に対する相談援助を規定することなど、制度的な改正を行い、取組を進めてきた。
- 近年では、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を踏まえた都道府県計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を進めてきている。
- これにより、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで前進をみた。一方で、里親等の委託率については2割弱となっており、更に家庭における養育を進めるためには、里親支援の充実や特別養子縁組の推進が課題となっている。また、市区町村による在宅支援の充実、児童相談所のソーシャルワーク、一時保護の在り方などについては記載されていなかった。
- このような中、これまでの取組の更なる強化を図るため、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立した。改正児童福祉法においては、児童が権利の主体であることを位置付けるとともに、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）とともに、これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。
- また、本年8月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示すものとして「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたところ。この中では、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や、里親への包括的支援体制の構築、児童の自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が提言された。

- 各都道府県で行われてきた取組についても、こうした改正児童福祉法の理念や、「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方が踏まえられ、児童の権利保障のためにも、できるだけ早期に、より充実されたものとなることが求められる。また、その過程においては、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的に進められるよう、平成30年度（2018年度）中を目処とする都道府県計画の見直しについて、国として、その見直しのための要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から代替養育、養子縁組などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。児童の権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての児童と家庭を支援するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るとともに、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。
- また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、児童への直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図ることが求められる。
- 代替養育に関しては、まずは保護者への支援等により家庭復帰に最大限努力するとともに、それが不適當な場合にはパーマネンシー保障の観点からの養子縁組の活用、代替養育のうち家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を優先して検討するなど、このようなソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。
- 代替養育については、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームでの養育を原則とした上で、専門的ケアを要するなど、施設での養育が必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、児童のニーズに合った養育となるように必要な措置が講ぜられることが求められる。
- これまで、施設の専門性を十分に活かし、児童を保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、これらの施設の専門性は、引き続き施設での養育を必要とする児童の養育のみならず、里親養育を含む在宅家庭への支援等を行うなど施設の多機能化等を図る中で発揮されることが期待される。

- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親等支援体制を実現することが不可欠である。このため、どの地域においても、質の高い里親養育をフオスタリング機関を含めたチームで行う体制（包括的里親支援体制）が確保されることが求められる。こうした体制は、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。
- 代替養育を経験した子どもの自立支援については、社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供できることが必要である。
- 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、改正児童福祉法や児童相談所強化プランも踏まえつつ、職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。また、一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護が適切に行われるよう、その見直しや体制整備を図ることが必要である。
- 都道府県計画の見直しに当たっては、里親や児童養護施設などの支援を提供する当事者のみならず、児童（社会的養護経験者を含む。）や保護者などの支援の対象となる当事者の意見が適切に反映される必要がある。
- 今般の見直しは、地域により事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえるとともに、都道府県や里親、乳児院、児童養護施設などの関係者とともに、着実に進めていくことが必要である。

3. 都道府県計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (3) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (4) 養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (5) 施設の小規模化・地域分散化及び多機能化等に向けた取組
- (6) 社会的養護自立支援事業等の実施に向けた取組
- (7) 児童相談所・一時保護改革に向けた取組
- (8) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (9) その他

4. 項目ごとの見直し要領（骨子案）

（1）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- 改正児童福祉法の理念及び前記の基本的考え方を踏まえ、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定

（計画策定に当たっての留意点）

- i 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援（人材確保や人材育成のための研修など）、包括的里親支援、施設の多機能化等への支援、児童の自立支援等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。
- ii 各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

（2）各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み

- 現行計画における代替養育を必要とする児童数の見込み
 - i 児童数の見込みについて時点修正等を実施すること。（※推計方法の例はP10）
 - ii iにおいて近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた需要量の時点修正等の他、市区町村の取組や、親子再統合に向けた取組の推進等の効果を踏まえて算出すること。
 - iii iiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする児童数について、年齢区分別（3歳未満児、3歳以上の就学前児童、学童期以降）に算出すること。

(3) 里親等委託の推進に向けた取組

①包括的な里親等支援体制の構築

○包括的な里親等支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

・平成32年度までに、各都道府県において、里親の開拓から研修、委託後の支援までの一連の過程において、質の高い里親養育をフォスタリング機関を含めたチームで行う体制（包括的里親支援体制）を構築する。その際、以下の点に留意する。

- i 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、民間機関の積極的活用を含め、実施機関やその配置を検討すること。
- ii 民間機関にフォスタリング業務を委託する際には、できる限り包括的に業務を委託することが望ましいとともに、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センターの活用なども考えられること。このように、民間機関に委託する場合でも、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

※ フォスタリング機関の具体的な在り方については、別途プロジェクトチームにおける検討を踏まえ補足する。

②里親やファミリーホームで養育可能な児童数の見込み

○各年度における里親やファミリーホームで養育可能な児童数の見込みを推計

(計画策定に当たっての留意点)

- i 包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組や、改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託を推進などの取組により、現行計画における里親等への委託児童数に、里親家庭で養育可能な児童数を上乘せし、現行計画を上回る里親等委託率の目標を設定すること。
- ii 国全体としては、出来るだけ早く「乳幼児の里親等委託率75%以上」、「学童期以降の里親等委託率50%以上」を実現できるよう、各都道府県の取組状況を逐次把握し、国が支援策等を講じていく。
- iii 里親の開拓においては、児童が生活している地域で里親委託を受けられることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。
- iv ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。
- v なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や助言などを行う。また、意欲的な目標を設定し、達成しようとする取組に対しては、里親支援事業において達成度合等に応じて重点的な配分を行うことを検討するとともに、成果が出た取組を横展開していくこととしている。また、都道府県において包括的里親支援体制を構築するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(4) 養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

○都道府県において養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 改正児童福祉法により養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる児童について積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、年間1,000人を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(5) 施設の小規模化・地域分散化及び多機能化等に向けた取組

①施設で養育可能な児童数の見込み

○各年度における施設で養育可能な児童数の見込みを推計

(計画見直しの内容や留意点)

- i 施設で養育可能な児童数の見込みについては、包括的里親支援体制の構築に向けた取組の効果や、里親委託ガイドラインを踏まえた里親等への委託の推進の取組を踏まえて、算出すること。
- ii その際、各年度とも、里親等や施設で養育可能な児童数の見込みが代替養育の必要とする児童の数を満たし、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意すること。
- iii 改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」と記載している。
- iv 児童のニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に総合的な取組を進めることにより、結果として、施設への在所期間の短縮などが想定されることから、推計に当たっては、このことも踏まえること。

②施設の小規模化・地域分散化及び多機能化等に向けた取組

○都道府県における施設の多機能化等に向けた計画の策定など

(計画見直しの内容や留意点)

- i 都道府県においては、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による多機能化等の見込みを把握し、多機能化等に向けた計画を策定すること。これに伴い、各施設との協議の結果、必要に応じ、小規模化・地域分散化を進める計画の見直しを行うこと。
- ii 都道府県においては、多機能化等に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適宜適切な助言や支援を行うこと。
- iii その際、各都道府県における代替養育を必要とする児童数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な児童数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。
- iv なお、国においては、乳児院・児童養護施設の多機能化等に向けた検討に資するための「手引書」の策定（年度内を目処に示す予定）や、小規模化・地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていく。
- v 児童心理治療施設、児童自立支援施設の在り方については、その性質や実態等に鑑み、国において、関係者と意見交換を十分に重ねていく。また、児童心理治療施設については、引き続き、各都道府県最低1か所の設置を求めていく。
- vi また、母子生活支援施設は、母子を入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、そのニーズに応じて利用されるよう周知する。

(6) 社会的養護自立支援事業等の実施に向けた取組

- 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定

(7) 児童相談所・一時保護改革に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

○管内の中核市・特別区が児童相談所を設置する場合の、各都道府県における具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載する。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方（都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法）、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

○児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 改正児童福祉法等を踏まえた都道府県等（児童相談所）の職員（※）の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載する。

※児童福祉司（スーパーバイザーを含む）、児童心理司、医師又は保健師、弁護士（準ずる措置を含む）

③一時保護の適正化に向けた取組

○「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護の適正化に向けた計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i ガイドラインを踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策と見込み、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載する。

※当該事項は「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討されたもの。

（８）市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

○ 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などが任意記載事項として盛り込まれている「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、本年度（2017年度（平成29年度））において、各市区町村・都道府県において、計画の中間見直しが進められている状況にある。こうした状況を踏まえ、都道府県推進計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、この見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容（市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等）とともに、以下の①～②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及等に向けた取組

○市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に向けた計画（都道府県の行う取組）を策定

○市区町村の子ども家庭総合支援拠点、または子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定

（計画見直しの内容や留意点）

- ・ 計画には管内市区町村に対する支援拠点の設置等に向けた都道府県の取組（設置促進策、人材育成支援策）を記載すること。
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に当たっては、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示す関連機関（子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点事業等）との連携等を参考にすること。

②児童家庭支援センターの設置促進に向けた取組

○児童家庭支援センターの設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定

（計画見直しの内容や留意点）

- ・ 計画の策定に当たっては以下のような点も考慮して検討すること
- ① 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討
 - ② 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として、各施設の標準装備として設置を検討

(9) その他

- サービスを利用する子どもからの意見聴取（アドボカシー）
 - ・ 措置された児童や一時保護された児童の権利擁護の観点から、意見聴取の方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

<参考：代替養育を必要とする児童数の見込みの推計方法の例>

児童人口（推計・各歳毎）※1 × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）※2 = 需要量

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（高位推計）又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2：「社会的養護が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

（ア）現在、社会的養護が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置及び里親等委託されている児童数（以下「入所措置等児童数」という。）の児童人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

（イ）潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規入所措置等児童数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

d. 一時保護児童数（一時保護所・一時保護委託）の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去○年間の状況及び伸び率

f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する事業の需要量等のデータ

g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（児童数）の過去○年間の状況及び伸び率

ひとり親家庭への支援施策の在り方について 関する専門委員会について

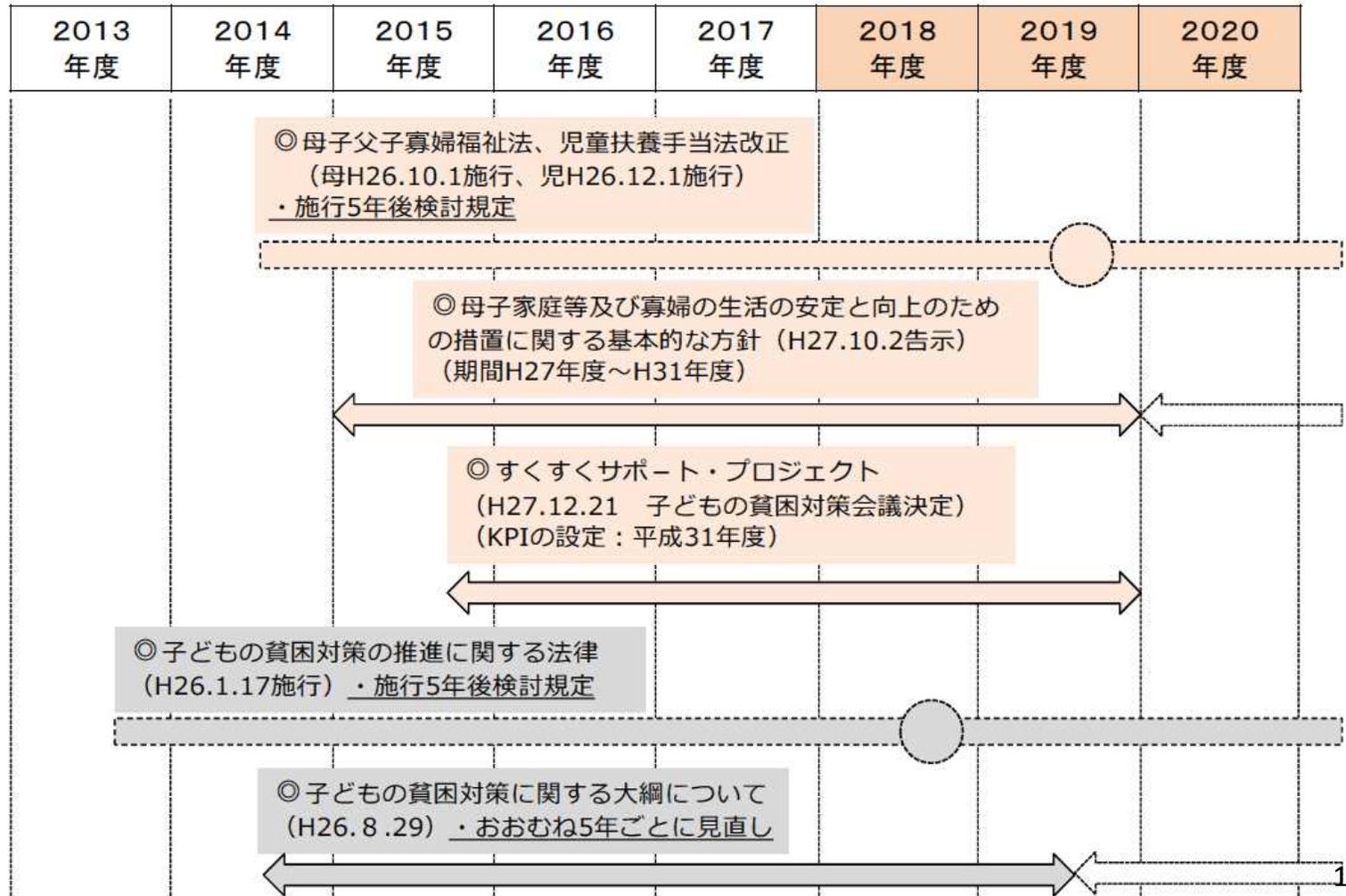
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について

1. 開催経過

- 平成30年1月10日に第11回専門委員会を開催(第10回の開催は平成27年7月28日)。設置要綱を改正し、幅広くひとり親家庭への支援施策の在り方を検討する専門委員会として位置付けることとした旨報告した。
- 第11回専門委員会では、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果、平成28年度ひとり親家庭の自立支援策の実施状況、平成30年度予算案及び児童扶養手当制度等の見直し案について報告し、委員より今後のひとり親家庭支援に係る意見を伺った。

2. スケジュール(予定)

ひとり親家庭への支援施策の今後の検討課題等(右表)を見据え、本専門委員会において検討を行う。



(参考)

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

5. 委員名簿

別紙

氏名	所属
今村 華代	全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長
乙部 公裕	全国母子生活支援施設協議会副会長
合原 佳登理	全国母子寡婦福祉団体協議会母子部長
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
高山 厚志	浜松市こども家庭部子育て支援課長
永澤 隆志	山形県子育て推進部子ども家庭課長
町山 貴子	松戸市こども部長

放課後児童対策に関する専門委員会について

放課後児童対策に関する専門委員会について

1. 開催経過

- 平成29年11月8日(水) 第1回 放課後児童対策に関する専門委員会
(議題:委員長の選任、今後の進め方 等)
- 平成29年11月20日(月) 第2回 放課後児童対策に関する専門委員会
(議題: 第1回の議論を踏まえた論点について 等)
- 平成29年12月4日(月) 第3回 放課後児童対策に関する専門委員会
(議題:これまでの議論を踏まえた論点整理と検討の方向性について 等)

2. スケジュール(予定)

- 1月以降、月1回程度開催し、関係者からのヒアリングなども行いながら、放課後児童クラブの量的拡充や質の確保、類型などについて議論
 - ・次回(第4回)は平成30年1月29日(月)に開催予定
- 6月を目途に、中間的などりまとめを行う予定

放課後児童対策に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

5. 委員名簿(別紙)

委員

平成29年12月4日

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
小野さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会/ わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部人間学科教授
清水 将之	淑徳大学短期大学部こども学科准教授
中川 一良	京都市北白川児童館館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員

(敬称略、五十音順)

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。3の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他

1 総論

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」については、子どもの最善の利益を保障すること及び子どもが権利の主体であることが前提であり、その上で児童健全育成の概念及び現行制度(事業)の見直すべき点があるかについて検討すべきである。
- ②子どもたちの育ちの視点から、子どもが生きる力を身につけることが重要であるが、現行制度(事業)で足りないものはあるか検討していく必要がある。
- ③子どもの育ちの観点から、子どもの居場所をどう位置付けていくべきか検討していく必要がある。
- ④地域共生社会の実現に向けて、学校、放課後児童クラブ、地域との関係をどのように構築していくか検討していく必要がある(省庁間の連携による公用財産等(公園、道路等)の活用、地域学校協働本部の活用等)。

2 量的拡充

▶**女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。**

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」等を踏まえて、今後の放課後児童クラブのニーズを的確に見込んでいく必要がある。
- ②子どもの放課後での過ごし方全般と放課後児童クラブとの関わりをどうするか、放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確化する必要がある。
- ③学校との更なる連携方法について、これまでの実施状況を踏まえて検討する必要がある。
- ④放課後児童クラブは、子どもの「生活の場」であり「生活の保障」をしていくという視点から放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携していくべきか検討する必要がある。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

検討の方向性

- ①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような人材を確保すべきか検討する必要がある。
- ②子どもの権利擁護の観点から、放課後児童クラブ、放課後子供教室、その他の子どもの居場所において、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）とすることが適切か検討する必要がある。
- ③子どもの放課後の活動場所は、学校以外の地域の様々な場所でも可能であり、放課後児童クラブに類似する形態として家庭的学童という仕組みを導入した場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか。また、高学年児童が放課後児童クラブを利用するに当たっては、現行の放課後児童クラブで改善していくものはあるか検討する必要がある。
- ④複合施設（高齢者施設と放課後児童クラブの合築等）や企業の活用（事業所内に放課後児童クラブを設置等）を考えた場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ⑤放課後の子どもの生活を保障している諸施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）と連携する際の体制（職員配置等）について検討する必要がある。
- ⑥放課後児童クラブの活動について、子ども、保護者、地域が連携していく仕組みとは、具体的にどのようなものか検討する必要がある。
- ⑦公園、道路などを放課後の子どもの居場所（遊び場）として活用する場合のメリットや留意すべき点について検討する必要がある。

4 質の確保

▶ **子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。3の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。**

検討の方向性

- ①放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所、主体的に過ごせる場所であることが必要である。具体的に、どのような環境づくりを進めるべきか検討する必要がある。
- ②子ども自身に責任を持たせて、子ども自身に危機管理をさせ、子ども自身の活動に過度に制限が入らないよう配慮することが必要であり、危機管理能力を向上させるには、どのように放課後児童クラブを運営していくべき(どのように子どもと関わっていくべき)か、検討する必要がある。
- ③放課後児童クラブの質の確保を図るためには、
 - (i) 人的面では、職員の複数配置をするための人材確保等をどのようにしていけばよいか
 - (ii) 物的面では、学校、児童館、公園等の多様な場所の確保をするためには何が必要か
 - (iii) ソフト面では、多様な体験や異年齢の交流、学習を組み合わせたプログラムを考える上で何が必要か検討する必要がある。
- ④放課後の子どもの生活を保障する観点から、必要とされる専門性としてプレイワークの専門性、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が、次の放課後児童支援員に求められる。専門性を培うためには、どのような方法があるか、検討する必要がある。
- ⑤子どもの安全面、緊急時の対応と人口減少地域等の地域事情の両面から、放課後児童支援員等の配置について、検討する必要がある。
- ⑥放課後児童クラブにおける障害児や子どもの受入れ増により、放課後児童支援員の対応が追いつかないという現状があり、放課後児童クラブを巡回して放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的な職員を配置する必要がある。スーパーバイザー的な職員に求められる資格や資質、支援者を支援する仕組みについて、検討する必要がある。

検討の方向性

- ⑦職員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方(研修体系の整理等)、研修内容の充実(リスクマネジメント、外国籍の子どもの配慮など)について、検討する必要がある。
- ⑧認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中に、放課後児童支援員認定資格研修と重複しているものがある場合を勘案し、認定資格研修の実施内容(科目の一部免除、修了評価等)について、検討する必要がある。
- ⑨教員免許更新講習のように、一定期間が過ぎたら講習を受ける制度を参考として、認定資格研修受講後の講習受講制度(資格更新等)導入の必要性について、検討する必要がある。
- ⑩現行の認定資格研修の受講者は現職の支援員が多くを占めており、今後、益々放課後児童クラブの需要が増大する中で、大学を卒業後、放課後児童クラブに就職する者などの新たな人材を確保していくために、放課後児童支援員の養成方策(大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等)について、検討する必要がある。
- ⑪放課後児童クラブの人材の確保・定着化を図っていくために、放課後児童支援員の業務形態や処遇面(給与)について、検討する必要がある。
- ⑫第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要がある。
- ⑬イギリスでは、評価の結果が全てインターネットで情報公開されており、放課後児童クラブの評価を行った場合についても、同様に情報公開を行っていくことが重要であるため、運営内容の評価結果等を情報公開していく上で、どのような情報を公開するか、どこが主体となって情報を公開していくべきか(自治体が一括して情報公開をするべきか、各クラブが情報を公開していくべきか)等について、検討する必要がある。

5 その他

検討の方向性

- ①国の基準を満たさない認可外のような放課後児童クラブにおける、子どもの安全性等の問題をどうするか検討する必要がある。
- ②各自治体が決定している放課後児童クラブの利用料を保護者が負担できない(困難な)場合に、利用料のない(軽い)放課後子供教室などの他の事業を活用する際の留意点等について検討する必要がある。
- ③放課後児童対策を議論するに当たっては、放課後児童クラブと関連する施策との整合性(児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設等)を図ることについて検討する必要がある。
- ④諸外国では、保護者が子どもに合わせた労働時間を選択できる制度等がある一方で、日本では労働時間が延びており、その分、放課後児童クラブの開所時間が延びている。保護者の労働時間や働き方との関連をどう整理するか検討する必要がある。

遊びのプログラム等に関する専門委員会について

2017年（平成29年）度「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

1. 2017年(平成29年)度における取組

- 2017年(平成29年)度においても、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務』を民間団体に委託し、引き続き、遊びのプログラムの開発・普及を行っている。
- また、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割について、より深く検討を行うため、「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置し、専門委員会と併行して、今後の地域の児童館のあり方とともに児童館ガイドラインの項目・内容の見直しを検討する。

2. スケジュール(予定)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
遊びのプログラム等に関する専門委員会	遊びのプログラムの開発・普及								<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度遊びのプログラム実施児童館の取組に関する分析・検証について 平成29年度児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究について 				<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の経過報告等について 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の報告について(案)
	児童館の機能及び役割の検討								【第10回】 11月13日 <ul style="list-style-type: none"> 今後の進め方について 「調査研究」結果の報告について 今後の地域の児童館等のあり方の検討について 	11月28日 第1回ワーキング ・今後の児童館のあり方の検討について	12月19日 ワーキング (非公開会合)	【第11回】 1月12日 ・児童館ガイドライン見直しについて	2月2日(予定) ワーキング (非公開会合)	2月15日(予定) 第2回ワーキング
事業モデル	モデル事業 (競争入札) → 事業者契約 委員会設置	2017年(平成29年)度児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務／全国の児童館でのプログラム普及・マニュアル作成											報告書	
調査研究		2017年(平成29年)度子ども・子育て支援推進調査研究 ・「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」 ・「児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究」											報告書	

(参考)

遊びのプログラム等に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1)専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2)専門委員会には委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2)新たなプログラムの開発について
- (3)今後の地域の児童館等のあり方について
- (4)その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

(五十音順)

氏名	所属・役職
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長
○鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部子育て支援室長
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
吉村 温子	玉川大学非常勤講師

(参考)

今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループについて

1. 設置の趣旨

「児童館ガイドライン」が平成23年に定められ5年が経過し、この間、これまで先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた「こどもの城」が平成27年3月末に完全閉館したことや、子どもの貧困、児童虐待、中高生の居場所確保等新たな問題への対応など児童館を取り巻く環境が変化してきており、ガイドラインの見直しなど今後の地域の児童館等のあり方を検討する必要がある。今後の地域の児童館等のあり方を検討し、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の見直しなどを専門的な見地から検討を行うため、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

2. 構成等

- (1)ワーキンググループの構成員は、本委員会の委員及び外部有識者等から委員長が指名する。
- (2)ワーキンググループの検討状況を本委員会に随時報告するとともに、検討結果を本委員会に報告する。
- (3)ワーキンググループは、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。なお、委員長にあっては必要に応じて参加することができる。
- (4)ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)今後の地域の児童館等のあり方について
- (2)「児童館ガイドライン」の見直し
- (3)その他

4. その他

会議は、原則公開とする。

5. 構成員

【専門委員】

(五十音順)

氏名	所属・役職
○植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長

【外部有識者】

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
斉藤 朋行	東久留米市中央児童館 館長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長

改正児童館ガイドライン（仮称）項目骨子案（たたき台）

現行項目	骨子案（たたき台）
<p>1 児童館運営の理念と目的</p> <p>(1) 理念</p> <p>(2) 目的</p>	<p><u>第1章 総則</u></p> <p>1 理念</p> <p>2 目的</p> <p><u>3 特性</u></p> <p><u>4 社会的責任</u></p>
<p>2 児童館の機能・役割</p> <p>(1) 発達の増進</p> <p>(2) 日常の生活の支援</p> <p>(3) 問題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>(4) 子育て家庭への支援</p> <p>(5) 地域組織活動の育成</p>	<p><u>第2章 子ども理解</u></p> <p><u>第3章 児童館の機能・役割</u></p> <p>1 発達の増進</p> <p>2 日常の生活の支援</p> <p>3 問題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>4 子育て家庭への支援</p> <p>5 地域組織活動の育成</p>
<p>3 児童館の活動内容</p> <p>(1) 遊びによる子どもの育成</p> <p>(2) 子どもの居場所の提供</p> <p>(3) 保護者の子育ての支援</p> <p>(4) 子どもが意見を述べる場の提供</p> <p>(5) 地域の健全育成の環境づくり</p> <p>(6) ボランティアの育成と活動</p> <p>(7) 放課後児童クラブの実施</p> <p>(8) 配慮を必要とする子どもの対応</p>	<p><u>第4章 児童館の活動内容</u></p> <p>1 遊びによる子どもの育成</p> <p>2 子どもの居場所の提供</p> <p>3 保護者の子育ての支援</p> <p>4 子どもが意見を述べる場の提供</p> <p>5 地域の健全育成の環境づくり</p> <p>6 ボランティアの育成と活動支援</p> <p>7 放課後児童クラブの実施と連携</p> <p>8 配慮を必要とする子どもの対応</p>
<p>4 児童館と家庭・学校・地域との連携</p> <p>(1) 家庭との連携</p> <p>(2) 学校との連携</p> <p>(3) 地域との連携</p>	<p><u>第5章 児童館の職員</u></p> <p>1 館長の職務</p> <p>2 児童厚生員の職務</p> <p>3 児童館の職場倫理</p> <p>4 児童館職員の研修</p>
<p>5 児童館の職員</p> <p>(1) 館長の職務</p> <p>(2) 児童厚生員の職務</p> <p>(3) 児童館の職場倫理</p> <p>(4) 児童館職員の研修</p>	<p><u>第6章 児童館の運営</u></p> <p>1 設備</p> <p>2 運営主体</p> <p>3 運営管理</p>
<p>6 児童館の運営</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 運営主体</p> <p>(3) 運営管理</p>	<p><u>第7章 安全管理・衛生管理</u></p> <p><u>1 安全管理・ケガの予防</u></p> <p><u>2 アレルギー対策</u></p> <p><u>3 防災・防犯対策</u></p> <p><u>4 衛生管理</u></p>

32

	<p><u>第8章 家庭・学校・地域との連携</u></p> <p>1 家庭との連携</p> <p>2 学校との連携</p> <p>3 <u>地域及び関係機関等との連携</u></p> <p><u>第9章 大型児童館</u></p> <p>1 <u>機能・役割</u></p> <p>2 <u>設備及び運営の主体</u></p> <p>3 <u>設備・運営</u></p> <p>4 <u>その他</u></p> <p>※巻末・関係法令等の資料添付</p>
--	--

児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）の作成

社会保障審議会児童部会
第11回遊びのプログラム等に関する専門委員会

2018年(平成30年)1月12日

資料
6

1. 概要（経過）

- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）」（2015年（平成27年）5月18日設置）では、時代の要請に対応した遊びのプログラム等の開発や普及・啓発、児童館等のあり方に関する検討などを行っている。
- 2016年（平成28年）度は、全国16か所の児童館が子どもの貧困対策の取組や災害復旧地域での街づくり、地域における高齢者や外国籍の人々との交流など、今日的課題に対応する取組を遊びのプログラム等として実施し、専門委員会において評価・検証を行った。
- それらを踏まえ、2017年（平成29年）度は、児童館ガイドラインに沿って全国の児童館で企画開発・改良した優れた遊びのプログラム等を集めた実践交流の場「遊びのマルシェ」を開催（9月3日）するとともに、そのプログラムの普及に資するマニュアル（試行版）を作成している。
- 2018年（平成30年）度は、2017年（平成29年）度に作成したマニュアル（試行版）を活用して、さらに児童館等での実践を行うとともに、その検証・分析を行った上で、遊びのプログラム等の全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。

2. 2018年（平成30年）度実施内容

- (1) 各地域の児童館等において、遊びのプログラム等の実施・検証・分析を行った上で、全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。
- (2) 専門委員会においては、その取組内容の評価を行うとともに、国（厚生労働省）は、効果性の高いプログラム等の全国的な普及を図るための取組を地方自治体と連携・協力しながら実施する。

(1)遊びのプログラム等の実施と実践マニュアル（仮称）の作成（民間団体に委託）

①企画・実行委員会の設置

【地域レベル】

- ・遊びのプログラム等を効果的に実施するために、有識者、地域の協力者、児童館職員等で構成する企画・実行委員会を設置し、具体的な実施や評価方法等について検討する

②遊びのプログラム等の実施と検証・分析

【地域レベル】

- ・各地域の児童館等で遊びのプログラム等を実施し、その経過や内容、参加者の声などを記録して、その検証を行う
- ・企画・実行委員会において、プログラム実施上の留意事項や子どもの健全育成上の効果等について整理・分析を行う

③実践マニュアル(仮称)の作成

【全国レベル】

- ・各地域で実施したプログラムに関する検証・分析を行った内容をとりまとめ、効果的に実践していくための手法（プログラムに応じた人数規模、職員の関わり方、地域との連携方法、子ども・保護者参加、場所・場面の工夫など）や実施上の効果、体制などを整理した実践マニュアル(仮称)を作成する

(2)専門委員会・国の取組

- ・専門委員会では、遊びのプログラム等と実践マニュアル(仮称)の評価を行う
- ・国（厚生労働省）では、研修・セミナー等の機会に実践マニュアル（仮称）を紹介するなど、全国的な普及を図るための取組を地方自治体と連携・協力しながら実施する

3. 所要額（子ども・子育て支援推進委託調査研究）

- 2018年（平成30年）度予算案 37,500千円 （2017年（平成29年）度予算額 37,340千円）



小児慢性特定疾患児への支援の在り方について 関する専門委員会について

—都道府県における移行期医療支援体制の構築について—

移行期医療支援体制の構築について

【移行期医療の現状】

- ・ 近年、医療の進歩により小児慢性疾患の患者全体の死亡率は減少し、多くの患者の命が救われるようになってきた。
- ・ 治療や合併症への対応が長期化し、思春期、さらには成人期を迎える患者が多くなってきた。
- ・ 小児期から成人への移行期の患者に対し、必ずしも適切な医療を提供できていない。

【移行期医療の課題】

- ・ 医療体制の課題：小児と成人診療科の連携が不十分。小児診療科による成人期医療の提供は、診療内容が不十分になる可能性がある。移行期の患者を診察する小児期・成人期の医療従事者の経験・知識が限られている。
- ・ 患者自律（自立）支援の課題：患者の自律（自立）性を育て、病気への理解を深め、医療を患者自身の意思で決定できるようになる必要があるが、患者を支援する体制が不十分。

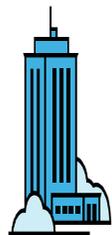
【移行期医療支援体制整備事業（平成30年度から実施予定）】

小児慢性疾患の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療を充実させるため、医療機関等の連携の調整や、小児慢性特定疾病児童等やその家族の移行期に係る相談支援を実施する。

事業内容



都道府県における移行期医療支援体制構築のイメージ



都道府県

設置



移行期医療を総合的に支援する機能
(移行期医療支援センター)

相談、問い合わせ、
医療機関情報の把握等

相談、問い合わせ、
成人期の医療機関の紹介等



小児期の診療科・医療機関



患者

紹介・逆紹介・コンサルト・
合同カンファレンスの開催等



成人期の診療科・医療機関

役割

- ・成人期の小児慢性疾患の患者に対応可能な診療科・医療機関の情報を把握・公表
- ・小児期の診療科・医療機関と成人期の診療科・医療機関の連絡調整・連携支援
- ・連携の難しい分野について、現状把握と改善策の検討
- ・患者自律(自立)支援を円滑に進めるための必要な支援

具体的な取組内容

- ・連絡体制の整備
- ・相談受付体制の整備
- ・在宅介護や緊急時の受入れ先の確保の支援
- ・各医療機関の自律(自立)支援の取組の支援
- ・小児慢性特定疾患児童等自立支援員との連携
- ・移行期医療支援の進捗状況の評価、改善策の検討

役割

- ・移行期医療につなげる
- ・必要に応じて、成人期に達した後も医療の提供を行うこと

具体的な取組内容

- ・成人診療科・医療機関との協力による、患者にとって最も良い移行期医療及び成人期医療の提供
- ・移行期医療支援の必要な患者に自律(自立)を促す取組
- ・移行期医療支援センター(仮称)の実施する進捗状況の把握に係る調査等に協力

※上記の支援体制を構築するにあたり、慢性疾患児童等地域支援協議会等を活用することも差し支えない。

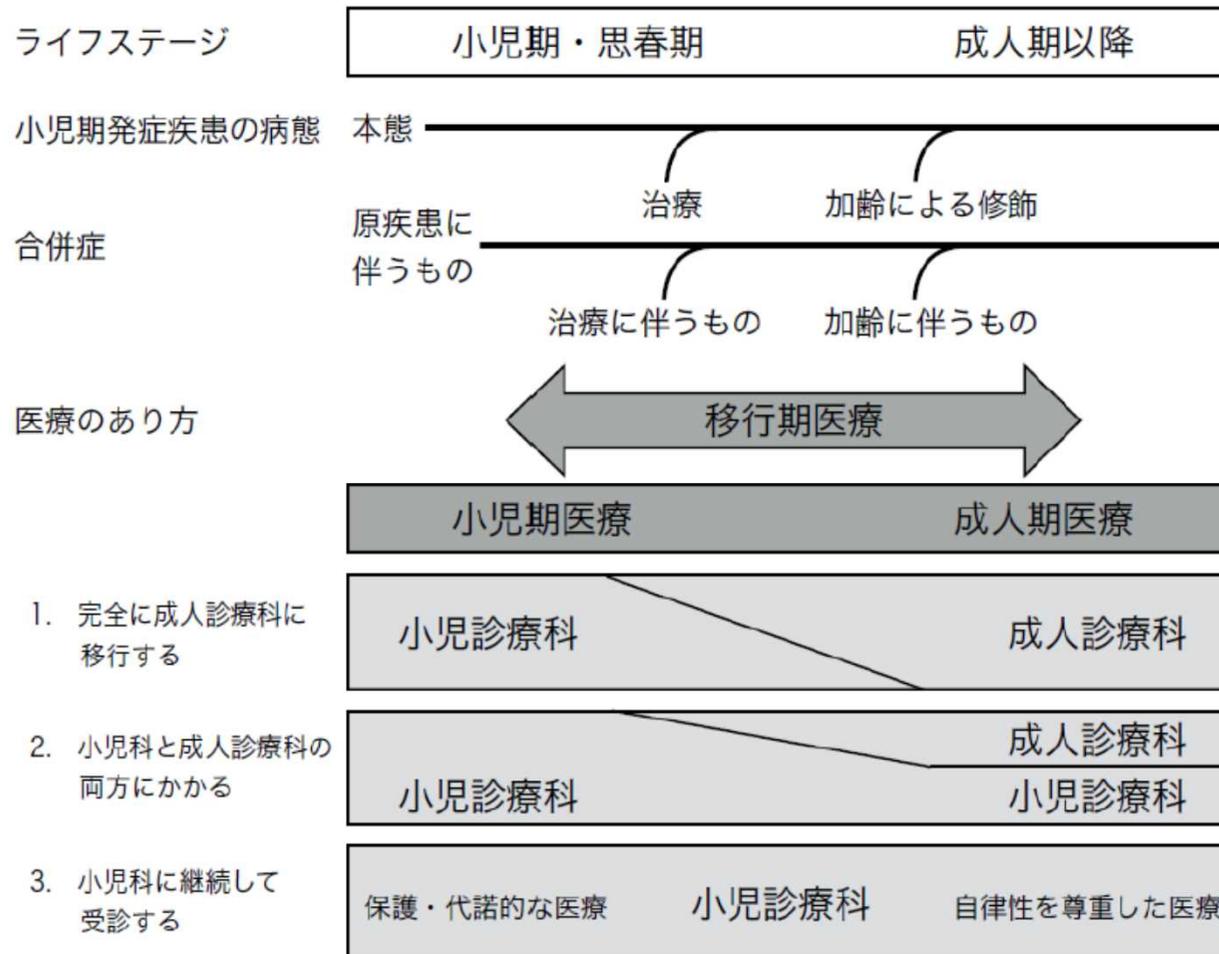
役割

- ・必要に応じて、成人期に達した小児慢性疾患の患者に対する医療の提供

具体的な取組内容

- ・小児診療科・医療機関との協力による、患者にとって最も良い移行期医療及び成人期医療の提供
- ・総合的に患者を診療する機能を有する診療部門に相談できる体制の整備
- ・必要に応じて、産婦人科、精神科、心療内科に相談できる体制の整備
- ・必要に応じて、専門医とかかりつけ医が連携する体制(在宅医療含む)を整備
- ・移行期医療支援の必要な患者に自律(自立)を促す取組
- ・移行期医療支援センター(仮称)の実施する進捗状況の把握に係る調査等に協力

移行期医療の概念図



出典：日本小児科学会 移行期の患者に関するワーキンググループ「小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言」日児誌 118(1): 98-106, 2014